

滋賀県森林CO₂吸収量認証制度 現地調査マニュアル

平成 23 年 4 月 1 日 滋森政第 228 号

滋森保第 246 号

第 1 趣旨

滋賀県森林CO₂吸収量認証制度実施要領(平成 23 年 4 月 1 日制定滋森政第 228 号)第 4 条に規定する現地調査は、このマニュアルに定めるところによる。

第 2 現地調査の目的

現地調査は、申請された面積、森林整備内容等の実行状況を確認するほか、将来森林としてその機能を発揮できる状態にあるかどうかを確認するために実施する。

第 3 現地調査の実施方法

(1) 整備面積

整備面積の調査は、コンパス測量または GPS 測量等を用いた実測によることとする。ただし、県又は市町等の補助事業により実測している場合は、その測量結果を用いることができるものとする。

(2) 植栽

整備地内の標準地と見なされる任意の場所を選定し、100 m²の区域を 1 箇所以上設定し、区域内の植栽本数を調査する。

なお、枯損率が 20%未満であるときは、植栽本数をもって、また枯損率が 20%以上の場合は、生立本数をもって、要領別表に掲げる「森林整備の基準」に規定する植栽本数とする。

(3) 下刈り

整備地内の雑草木の刈払い状況について調査する。

(4) 間伐・除伐

樹種別(スギ・ヒノキ・マツ)に標準地と見なされる任意の場所を選定し、100 m²の区域を 1 箇所以上設定する。ただし、地形に大きな違いがある場合は、それぞれに設定し、以下の調査を行う。

生立本数および伐採本数をカウントする。(伐採率の確認)

年輪を測定する。(林齢の確認)

標準地内の生立木の胸高直径を測定する。

標準地内の上層木の 3 本以上について、樹高測定機器等を用いて計測する。

(5) 写真撮影

標準地の森林が確認できる写真および整備状況が確認できる写真を撮影する。

第4 現地調査報告書の作成

第2の現地調査結果を現地調査票（別記1）にとりまとめる。

附則 このマニュアルは、平成23年4月1日から施行する。

別記 1 (第 3 関係)

滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度現地調査票 (様式)

			整理番号	
調査年月日		調査者	印	
申請者等				
森林の所在地				
樹種				
林齢	年生			
整備内容および 整備面積	植栽・下刈り・除伐・間伐 ha (除地: ha を除く)			

現地状況写真を裏面に添付すること。

標準地調査結果

植栽

標準地番号	標準地面積	植栽本数 (本) 〔樹種〕	樹高(m)
	m2	{ }	
	m2	{ }	
	m2	{ }	

下刈り

標準地番号	標準地面積	面積 (m2) 〔 樹種 〕	樹高(m)
	m2	{ }	
	m2	{ }	
	m2	{ }	

除伐・間伐・枝打ち

標準地番号	標準地面積	生立本数 (本)	間伐・除伐本数 (本)	搬出率(%)	樹高 (m)	枝打高 (m)
	m2					
	m2					
	m2					